施設園芸農業者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。農業用ハウスは経営に不可欠な生産施設です。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である農業保険に加入しましょう!

農業保険では、掛金の原則50%(収入保険の積立金は75%)を国が 負担します。

災害対策は、農業保険への加入が基本です。特別な対策は、過去 に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。

セットでの加入をお勧めします!

<園芸施設共済>

- 自然災害等で農業用ハウスや 附帯施設が損壊した場合に補償 します。
- 共済掛金は1.2%程度(パイプハウスの本体の全国平均)です。
- 農業用ハウスを所有又は管理 する農業者が対象です。

<収入保険>

H31年1月から スタート!

- 自然災害や価格低下などで、 農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 保険料率は1.08%(50%の国庫補助後)です。
- 青色申告をしている農業者が 対象です。

平成30年4月から補償が拡充されました!

- ◆ パイプハウスの本体の共済掛金が 全国平均で約1割下がりました。また、 危険段階別の共済掛金率により、共済 金の支払の少ない農業者の掛金は更 に下がります。
- ◆ 被覆材(農ビ、農POの一部)の補 償価額を引上げました。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合へお問い合わせください。

園芸施設共済の概要

園芸施設共済の対象

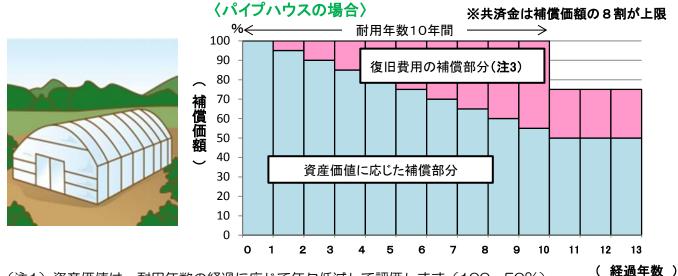
- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
- ※ 農業者の選択により、附帯施設、施設内で栽培する農作物も対象にできます。 (ただし、収入保険に加入する場合は、施設内農作物は園芸施設共済の対象にできません。)

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を 支払います(注2)。
- 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。 **※**



- (注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します(100~50%)。
- (注2) 1棟ごとに、損害の額が3万円(又は補償価額の10%)を超えた場合に共済金を 支払います。
- (注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

共済掛金(1年間分)、共済金の試算例(10a当たり)

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体 +復旧費用	本体のみ	本体 +復旧費用
農業者が支払う 共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に 支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に 支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が 補助した後の農業者の実負担額です。